

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業

(単位:円)

実施計画No.	事業名称					担当課
15	創業小規模事業者持続化支援事業					産業政策課
総事業費	財源内訳					
	臨時交付金	国庫支出金	県支出金	地方債	その他特財	一般財源
12,349,392	12,349,000					392
事業期間	R2.5.22～R2.8.19					
目的	「事業を守る」取り組みの一つとして、当初、国(経済産業省)の持続化給付金の対象となっていなかった創業間もない事業者の事業継続を支援する。					
実施内容	市内に本店又は主たる事業所を有する中小法人等又は個人事業者で、R2.1. 1～R2.4. 30の間に市内で新規創業した者で、創業した月から5月までの期間で最も売上のあった月と、その月以降6月までの期間で50%以上減少した月がある場合に、1事業者あたり最大30万円を給付。					
効果	<p>交付決定件数:42件 交付決定額:12,349,392円</p> <p>国の持続化給付金の対象となっていなかった創業間もない事業者へ給付を行うことで、事業の継続を支援することができた。申請者は飲食業の割合が多く、現在も営業を継続している。</p>					
写真	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">新規創業者の事業継続を支援します!</p> <p>別府市では「事業を守る」取り組みの一つとして、創業間もない事業者の事業継続を支援するため「創業者向け持続化給付金」を創設します。</p> <p>▼給付額</p> <p>法人・個人事業主問わず 1事業者あたり 最大 30万円</p> <p>(創業した月から5月までの期間で最も売上のあった月) - (最多月以降6月までの期間で売上が▲50%以上の月) × 1.2か月</p> <p>【例】1月=20万円 2月=15万円 3月=10万円 (20万円-10万円) × 1.2か月 = 12万円 ⇒ 30万円 給付額 30万円</p> <p>▼給付対象者</p> <p>市内に本店又は主たる事業所を有する中小法人等又は個人事業者で、次の要件を満たす者</p> <p>(1) 創業要件 令和2年1月1日～4月30日までの間に市内で新規創業し、当該事業で収入を得ており、今後も事業を継続する意思があること。</p> <p>(2) 売上減少要件 創業した月から5月までの期間で最も売上のあった月と、その月以降6月までの期間で50%以上減少した月があること。 <small>※不給付要件あり(国の持続化給付金の不給付要件に準じます。)</small></p> <p>▼必要書類</p> <p>(1) 開業したことがわかる書類(登記簿謄本(個人事業主等)、法人設立届出書、個人事業の開業届出書(個人事業主等)、事業計画書(任意)) (2) 最も売上があった月と50%以上売上が減少した月の売上台帳等の写し (3) 事業を実施していることが確認できる書類(請求書、領収書等、一部業種で結構です) (4) 振込先口座の通帳の写し(申請者と同一口座名義のもの) (5) 本人確認書類等(個人の場合)</p> <p style="text-align: center;">申請期間 令和2年5月25日から7月31日まで</p> <p>(お問い合わせ) 市事業者受付コールセンター 0120-968-939 (申請場所) 総合受付センター(べっふアリーナ) (受付時間) 9:00～17:00 土曜・日曜・祝日除く</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">6月26日改正版</p> </div>					